

1. 件名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規  
制基準への適合確認に関するヒアリング（５２）

2. 日時：令和２年４月１０日（金）１３時３０分～１５時

3. 場所：原子力規制庁 １０階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全  
審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

山田首席技術研究調査官

日本原燃株式会社

開発設計部長 他１４名

5. 要旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）と、平成３０年８月１日付で申  
請（令和２年１月２０日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請  
について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原子力規制庁から、令和２年４月１日及び３日に提出のあった補足説明  
資料について、以下のコメントを行った。

（第九条 異常時の放射線障害の防止）

- ・ 埋設設備はコンクリート構造物で不燃性であることが記載されているが、  
覆土についても記載すること。

（第十条 廃棄物埋設地）

- ・ 狭隘部の覆土について、補足説明資料の記載内容を参考に、申請書本文  
に明記すること。
- ・ 覆土の安全設計について、埋設設備を低透水性の鷹架層に設置し、更に  
覆土することで施設への浸透水量を極力減らす設計の意図が伝わるよう  
に、申請書添付書類五の記載を再検討すること。
- ・ B A Tに関する許可基準規則への適合性について、申請書本文及び添付  
書類で確認できるようにすること。また、B A Tに関する記載について  
は、諸外国とはそもそも設計概念が異なると認識した上で、地下水面下  
に設置した本施設の設計概念に基づき、優れた技術を採用し、実現の見  
通しがあるという観点で再整理すること。
- ・ 化学物質の影響について、確認した内容を申請書添付書類に記載するこ  
とを検討すること。また、収着性を阻害する可能性のある材料の使用を

考慮した設計とすることについて、設計として考慮した内容を記載すること。

- ・ 水理について、申請書添付書類三では廃棄物埋設地は分水界の南に位置するとしているが、設計方針として北側に流れないように南側に設置したのではないか、記載の適正化を検討すること。

(第十一条 放射線管理施設)

- ・ 放射線管理施設は1号、2号及び3号廃棄物埋設施設共用であることについて、申請書添付書類に記載を検討すること。

(第十二条 監視測定設備)

- ・ 線量当量率サーベイメータは「1号、2号及び3号廃棄物埋設施設共用である」、「新たな要求事項に対して既設設備(許可済)を用いる」と記載しているが、別の要求の既設設備を流用するというのではないのか、具体的に記載すること。
- ・ 監視測定設備における留意事項について、地下水流動に影響を生じないことが移行抑制に対してどのように影響を与えるのか、安全機能との関係が分かるように記載すること。

(第十三条 廃棄施設)

- ・ 液体廃棄物処理設備(既設共用)について、「区画等に堰を設ける等必要な対策を講ずる」と記載しているが、既許可での「等」の意味を確認した上で、ここでの記載を再検討すること。
- ・ 平常時における公衆の受ける線量評価の結果については、廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線(第八条)、放射性物質の漏出及び移行(第十条)並びに廃棄物埋設地からの環境への放射性物質の放出(第十三条)による線量を合算した数値で $50\mu\text{Sv/y}$ 以下であることを示すこと。

(第十五条 通信連絡設備等)

- ・ 標識について、単純、明確かつ永続的なものであることが判断できる記載に見直すこと。
- ・ 災害時に使用する可搬型照明について、常時は何処に配置するのかを記載すること。
- ・ 通信連絡設備等について、1号、2号及び3号埋設設備で共用であれば、その旨を明記すること。

(2) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について

以上